

# 平成24年春季全国火災予防運動の実施

## 予防課

『消したはず 決めつけしないで もう一度』を全国統一防火標語に掲げ、3月1日（木）から7日（水）までの7日間、春季全国火災予防運動が実施されます。

春季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年、消防記念日を最終日とする一週間に実施しているものです。

今回の春季全国火災予防運動では、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのち

### 「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用し、総合的な住宅防火対策の推進について積極的な広報を行うこととしております。特に平成23年6月に全国で設置が義務化された住宅用火災警報器については、未設置世帯に対する働きかけを強化するほか、この運動期間中に自宅に設置された住宅用火災警報器の作動点検をしていただくなど適切な維持管理に関する周知も行います。

また、この運動の実施にあわせ、「全国山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」も実施します。

平成22年中、全国で4万6,620件の火災が発生し、1,738人（うち住宅火災（放火自殺者等を除く。）は1,022人）の方が亡くなっています。一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷者や財産の損失を防ぎましょう。



消したはず 決めつけなくてもう一度

備えよう！住宅用火災警報器

春の全国火災予防運動  
3月1日～3月7日

後援：消防庁 全国消防長会 制作：財団法人日本防火・危機管理促進協会

宝くじは、地方自治体の公共事業等に幅広く使われています。

宝くじの収益金は、病院や検診車、図書館や動物園、災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、管轄の暮らしに役立てられています。

NEW! ワクワク、続々。

宝くじ

新設 日本火災

平成24年春季全国火災予防運動広報用ポスター

# 住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、死者の約9割が住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなっています。

このような被害を少しでも軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効であり、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。

## 住宅の耐震化について

### ○自宅の建築年度の確認

昭和56年6月以降に建築確認を受けて建築された建物については、改正後の建築基準法が適用されており、基本的に耐震性に問題はないと考えて構いません。

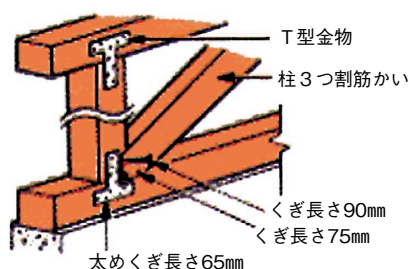
### ○耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築されている場合、まずは、自治体の窓口で相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

### ○耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。

耐震補強の一例



## 家具の転倒防止について

### ○家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみてください。例えば、家具の配置と就寝する位置については、家具の高さ分だけ離れた場所にするか、家具の側方部分で就寝するほうが安全です。

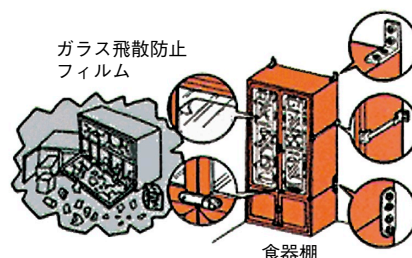
また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみてください。

### ○具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。

これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーや販売店に問い合わせるか、ホームセンター等で販売されているものを活用しても良いでしょう。

耐震補強の一例



住宅の耐震化や家具の転倒防止は、確かに費用を要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。日頃からの取組により、大きな被害を避けられる場合もあります。まずは手軽にできることから始めてみてはいかがでしょうか。

家具の転倒防止については、消防庁HPで詳しく紹介しております。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>

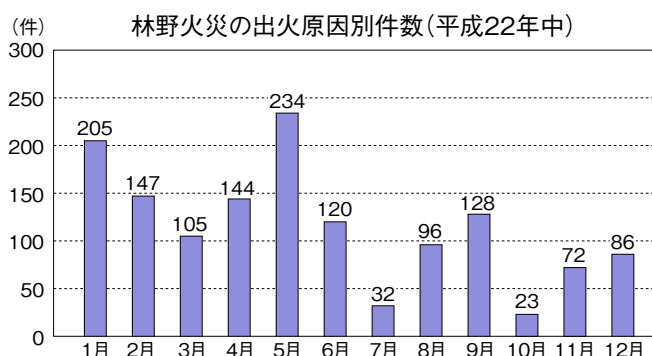
# 林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～

## 特殊災害室

### 1. 林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春先に多く発生していますが、平成22年中は、春先に降水量が多かったこと等から、下図のとおり3月、4月の発生件数が少なく、1月、5月に多くの火災が発生しました。

春先に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。



平成22年中の林野火災発生状況を見ると、出火件数は1,392件(前年2,084件)、焼損面積は755ha(同1,064ha)、損害額は7,098万円(同5億2,119万円)、死者は5人(同19人)となっています。

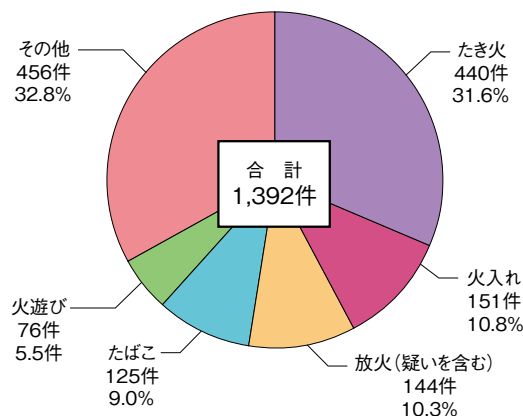
出火原因としては、「たき火」によるものが440件で全体の31.6%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火(放火の疑いを含む)」、「たばこ」の順となっており、「火遊び」を入れた人為的な要因による火災の割合は、全体の約70%を占めています。

林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

#### 【林野火災防止のための注意点】

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ 喫煙は、指定された場所で行い、吸いからは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には、完全に火を消すこと
- ・ 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- ・ 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えること

林野火災の出火原因別件数(平成22年中)



### 2. 全国山火事予防運動(3月1日～3月7日)

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

#### 【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- ・ 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ・ ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- ・ 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- ・ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ・ 消防訓練及び防火研修会の開催、婦人(女性)防火クラブの広報活動など

### 3. おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

平成24年 山火事予防の標語  
「忘れない 山への感謝と 火の始末」



# 地域を災害から守るための 消防団活動への参加の呼びかけ

## 防災課

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、他に生業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。平成23年4月1日現在（岩手県、宮城県、福島県は平成22年4月1日現在）、全国で87万9,978人の消防団員が活躍しています。

消防団は、地域密着性・要員動員力・即時対応力といった特性を活かしながら活動する地域防災の中核的存在です。

平成23年は、東日本大震災をはじめ、新燃岳の噴火、新潟・福島豪雨、台風第12号及び第15号による大雨など多くの災害が発生しましたが、各地において消防団員が昼夜を問わず献身的な活動を行い、被害の軽減に大きく寄与しました。

しかし、消防団員の被雇用者化・高齢化など様々な課

題に直面し、その団員数は減少の一途をたどっていることから、消防庁では、団員の確保が困難な場合に、その補完制度として、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（機能別団員）あるいは分団（機能別分団）の制度を構築し、全国各地での導入・活用を推進しています。

消防団の活動は、通常の災害対応の他に、火災予防活動、救命講習指導、住民の避難誘導など、多岐にわたっています。全ての活動に参加できなくても、一人ひとりにできることがあるはずです。ぜひ、多くの皆様に消防団活動に対する理解を深めていただき、「街を守る、安心を作る」消防団活動に参加していただけることを期待しています。

消防団のホームページもご覧ください

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>



平成23年9月の台風第12号による大雨での活動  
(提供：和歌山県和歌山市)



女性消防団員による住宅用火災警報器普及活動  
(提供：新潟県新潟市)